

互助会からのお知らせ

◆ 請求忘れはありませんか？

互助会の給付は、事実が発生した日から3年以内に請求しなければ権利が消滅してしまいますので、今一度ご確認ください。

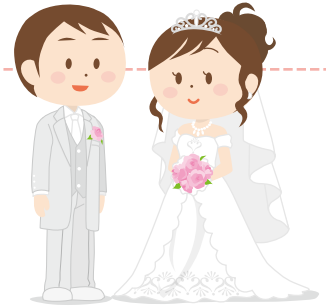
様式は福利厚生ハンドブック及びホームページに掲載しています。

■ 結婚祝金

会員が結婚したときに給付されます。

給付額 50,000円

提出書類 ●結婚祝金請求書
●戸籍抄(謄)本の原本



■ 妊婦支援補助

会員又は被扶養者が妊娠4カ月(85日)に達したときに給付されます。

給付額 30,000円

提出書類 ●妊婦支援補助費請求書
●医師の証明書(写)や母子手帳(写)等、出産予定者と出産予定日が確認できるもの
※平成28年度から給付対象者を被扶養者へ拡大しています。
被扶養者認定前にすでに妊娠4カ月に達した場合も、出産前に被扶養者認定を受けた方は対象となりますので、請求をお忘れなく!!



■ 出産祝金・見舞金

会員又は被扶養者が出産(妊娠4カ月(85日)以上の流産・死産、母体保護法による中絶を含む。)したときに給付されます。

給付額 35,000円

提出書類 ●共済組合に出産費・家族出産費請求書(直接支払制度及び受取代理制度利用者を含む。)を提出した会員には、自動的に給付
●共済組合員以外の会員(教育関係団体職員)又は共済組合から出産費が給付されない被扶養者については、出産祝金・見舞金請求書及び医師等の証明書を提出



■ 入学・卒業祝金

会員の子が、義務教育諸学校へ入学したとき、また、中学校(中学部)を卒業したときに給付されます。
被扶養者でない子も対象になりますので、夫婦とも会員の場合は、それぞれの所属所から報告書を提出していただきます。

給付額 10,000円

提出書類 ●入学・卒業祝金該当者報告書
令和2年度は、6月上旬に各所属所に調査を依頼し、給付済です。
また、今年度より、卒業祝金の給付時期を変更し、令和3年3月に中学校を卒業する子について、令和3年2月に各所属所に調査を依頼し、令和3年3月に給付します。

